

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

令和3年8月10日
-248号-

消費生活トラブル情報

「訪問購入」でのトラブルにご用心！

相談事例

ある日電話で…

不用品を回収
しています。
ご自宅に伺い
ますよ！



ちょうど処分
したい衣類と
かがあるから
お願いしよう



実際に業者が来訪すると…

アクセサリ
など貴金属は
ありません
か？



え！？
貴金属！？



あるけど…

時計とアクセサ
リを〇〇円で
買い取ります
ね！



もともと売る
気はなかった
ので返してほ
しい…



お金と書面を置いて持ち帰ってしまった…

訪問購入では、一部の商品を除いて、クーリング・オフが認められています

しかし

物品を一旦渡してしまうと、クーリング・オフをしても、
転売や紛失等の理由で返還されないこともあります

事業者が消費者の自宅等を訪問して物品を買い取る「訪問購入」に関するトラブルが起きています！

アドバイス編

は次のページ(裏面)に！

参考：国民生活センターHP (http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20170907_1.html)

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

「訪問購入」でのトラブルにご用心！

アドバイス

- 売るつもりのないものは見せない！売却を迫られても断る！
- 売却する場合は契約書面を受け取る！
※ 契約書には物品の特徴等取引内容が正確に記載されているか確認しましょう
- 業者が突然訪問してきた場合は、安易に家に入れない！
- クーリング・オフ期間内（契約書面を受け取って8日間）は物品を引き渡さない！

参考：国民生活センターHP (http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20170907_1.html)

注意情報

連続発生！うそ電話詐欺！

「●●市役所の職員です。介護保険料の過払い金があります。手続きのため、ATMへ行ってください」



ATMで還付金の手続き



絶対にありません！

うそのATM操作を指示し、お金を送金させる手口

- 「お金を送って」
- 「ATMに行って」
- 「（キャッシュ・クレジット）カードを渡して」



電話でお金の話が出たら、家族か警察に相談しましょう！

参考：山口県警察本部「防犯情報」

消費者ホットライン「188」御案内の流れ

郵便番号が分かる

1 →

を押す

○郵便番号(7桁)入力

郵便番号が分からない

2 →

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど